

# 平成30年度 第1回品川区総合教育会議次第

平成30年8月7日(火)午後4時00分～  
品川区役所第二庁舎252・253会議室

司会:総務部長

## 1. 開 会

2. あいさつ           品川区長

3. 議 題           議事進行:区長

### (1)報告

①品川区子ども・若者計画について……………資料1～3

②品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針について……………資料4

## 4. 閉 会

## 平成30年度第1回品川区総合教育会議出席者

### 1. 出席者

品川区長 濱野 健

品川区教育委員会

教育長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委員 富尾 則子

委員 海沼 マリ子

委員 塚田 成四郎

### 2. 区理事者

総務部：総務部長 榎本 圭介

総務課長 米田 博（事務局）

子ども未来部：子ども育成課長 高山 崇

教育委員会事務局：教育次長 本城 善之

庶務課長 有馬 勝

学務課長 篠田 英夫

学校制度担当課長 若生 純一

指導課長 熊谷 恵子

教育総合支援センター長 大関 浩仁

品川図書館長 横山 莉美子

# 「品川区子ども・若者計画」の概要

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

品川区は、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っています。

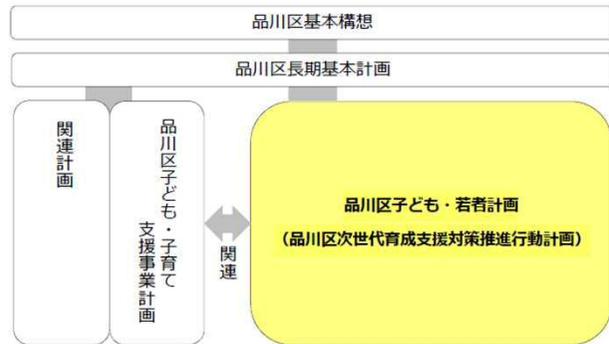
しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等による情報化、ライフスタイルの多様化など、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子ども・若者も存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含します。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。

(計画の位置付けイメージ図)



### 3 計画の対象

0歳から30歳未満の子ども・若者

※ 施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象とします。

### 4 計画期間

本計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

## 第2章 計画の理念・基本方針

### 1 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく生きいきと躍動し、心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、心身ともに充実して、他者とともに成長していくことを期待します。また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

子ども・若者が社会的自立を目指し、  
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち  
“しながわ”

### 2 基本方針

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援
- 2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援
- 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

### 3 施策推進の視点

- 1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する
- 2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
- 3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

### 4 計画のイメージ



## 第3章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

### 施策の体系

#### 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- (1) 基本的な生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う
- (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

#### 2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

#### 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティスクール～
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する

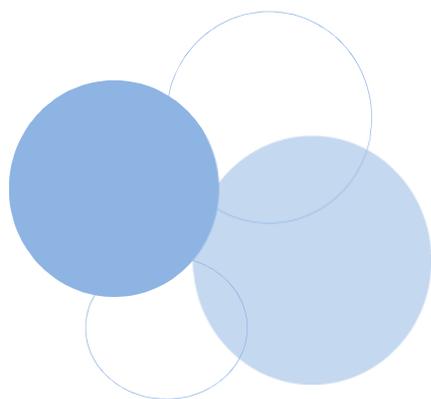
## 第4章 推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を生かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組みべき課題を見える化しました。
- 品川区には長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとしてNPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。

社会的自立と共生の実現

# 品川区 子ども・若者計画(抜粋)

平成 30 年度～平成 34 年度 (2018 年度～2022 年度)



子ども・若者が社会的自立を目指し、  
すべての人と支えあい、  
ともに生きていくまち“しながわ”

## はじめに

これまで、品川区では、長期基本計画において5つの都市像の1つに「未来を創る子育て・教育都市」を掲げ、その実現のため、雇用、教育、矯正・更生保護、医療・保健、福祉等といった各種専門分野から大小200もの支援施策を展開してまいりました。



一方、今日の子ども・若者を取り巻く環境に目を向けると、共働き夫婦やひとり親家庭の増加、貧困問題や、就職氷河期世代の不就労状態の長期化など、目まぐるしい変化が生じており、また、これら諸問題が複雑に絡み合う状況となっているため、近年は、各種専門分野をつなぐシステムの構築が課題とされてきました。

こうしたことから、品川区では、子ども・若者計画策定のための専門委員会を立ち上げ、品川区における子ども・若者像や彼らを取り巻く環境、親をはじめとする大人の在り方など、様々な角度から分析を行い、既存の個別施策の洗い出しのみならず、全体的な支援施策についての議論を重ねてまいりました。その結果、総合的な子ども・若者育成支援施策への第一歩として、基本指針となる「品川区子ども・若者計画」を策定するに至りました。

本計画策定にあたっては、本人の社会的自立のみにとどまらず、ともに支えあい生きていく共生社会の実現という「人々の在り方の多様性」にも配慮しました。それは、子ども・若者の健やかな成長や豊かな心が多様な関係性の中から育まれると考えるからです。次代を担う子ども・若者が自分らしく生き生きと輝く姿は、社会共通の願いといえますが、同時にそれを温かく見守る大人の存在も重要であり、こうしたすべての人がともに生き支えあう姿を本計画ではイメージしています。どうか、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に対してご尽力いただきました青少年問題協議会委員、専門委員会委員の皆様、そして、数々の貴重なご意見をお寄せいただいた多くの区民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成30年3月

品川区長 濱野 健

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画の位置付け……………2
- 3 計画の対象……………3
- 4 計画期間……………3

## 第2章 計画の理念・基本方針

- 1 計画の理念……………6
- 2 基本方針……………7
- 3 施策推進の視点……………8
- 4 計画のイメージ……………9

## 第3章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

施策の体系……………12

### 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す……………13
- (2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる……………15
  - column 1* ジュニア・リーダー教室……………22
  - column 2* しながわネウボラネットワーク……………23
  - column 3* 思春期講演会～子どものSOSに気づいていますか？…24
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う……………25
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する……………26
  - Column 4* 青少年の社会体験活動の支援……………28
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う……………29
- (6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する……………31
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める……………33

## 2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する……………35  
*column 5* 適応指導教室（マイスクール八潮・五反田）…………… 36
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する……………37  
*column 6* 品川区発達障害者支援「ぷらーす」……………40
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する……………41  
*column 7* 子ども若者応援フリースペース……………42  
*column 8* 品川公共職業安定所（ハローワーク）の取組み……………43
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する……………44  
*column 9* 品川児童相談所の取組み……………46
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う……………47
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する……………48  
*column 10* 子どもの未来応援プロジェクト……………52  
*column 11* 東京学芸大学との連携による学習支援……………53
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する……………54
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する……………55

## 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する……………56
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～58
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる……………59  
*column 12* 青少年対策地区委員会の活動……………65  
*column 13* 青少年委員会の活動……………66  
*column 14* 子育て交流サロン（荏原・平塚橋すきっぷひろば）…67  
*column 15* 子ども食堂の開設支援とネットワーク構築……………68
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する……………69
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する……………70  
*column 16* 大森少年センターの取組み……………71
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する……………72  
*column 17* 情報通信等の社会変化の取組み……………73

## 第4章 推進体制等の整備

推進体制等の整備	76
----------	----

### 寄稿

品川区子ども・若者計画の策定に当たって	78
---------------------	----

### 資料編

子ども・若者を取り巻く状況	80
品川区ライフスタイルに関するアンケート調査結果	96
関係法令	103
語句説明	121
相談案内	122
委員名簿と審議経過	123

# 第1章

## 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

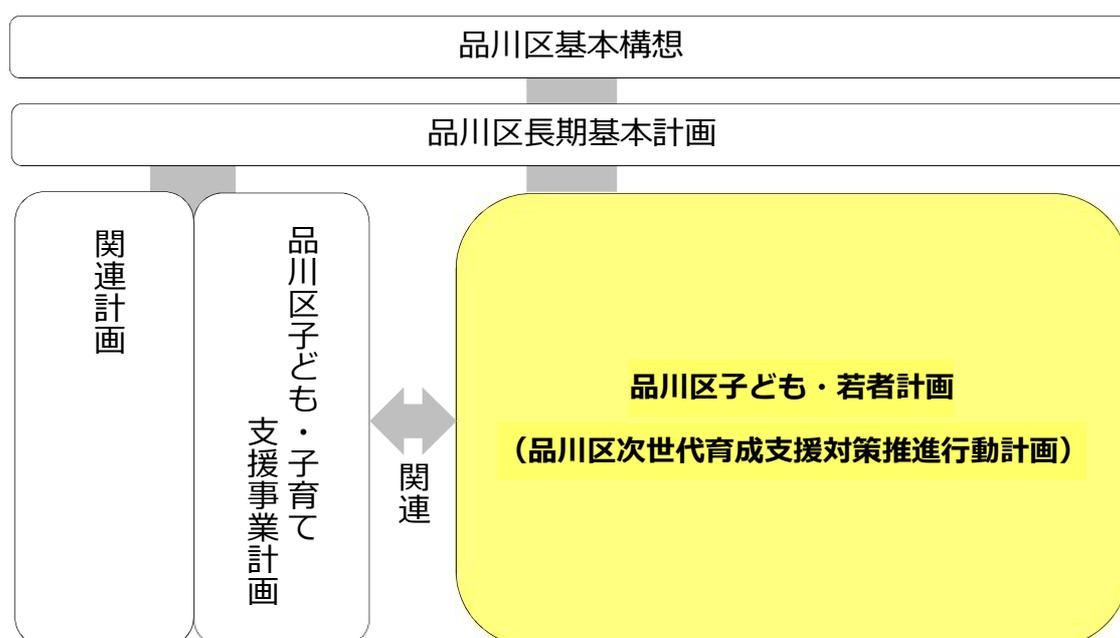
品川区は、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っています。

しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等による情報化、ライフスタイルの多様化など、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子ども・若者も存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含します。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。



### 3. 計画の対象

○ 0歳から30歳未満の子ども・若者

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象とします。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
	子ども・若者計画	0歳～30歳未満			
	子ども				
			若者		

#### 用語解説（注）

- ・子ども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。  
(※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね18歳までの者です。  
〔※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。〕
- ・青年期 おおむね18歳から30歳未満の者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40歳未満の者です。

注：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

### 4. 計画期間

○本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

○社会情勢の変化および国や東京都の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。



## 第2章

---

### 計画の理念・基本方針

## 1. 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく生き生きと躍動し、心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、心身ともに充実して、他者とともに成長していくことを期待します。また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

- 子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、その最善の利益が考慮されることを目指します。
- 子ども・若者は社会を構成する重要な主体であり、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい支えあい、ともに成長し、生きていく社会を目指します。
- 子ども・若者が自立した個人としての自己を確立できるよう、また、地域社会に自然に参加できるよう、健やかな成長・発達を支援します。
- 地域社会全体が、分野、主体の壁を越えて互いに連携し、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うことのできる環境を整えます。
- 子ども・若者の問題を地域全体の問題として捉え、大人が子ども・若者の手本となるよう努め、より良い地域社会となるよう取り組んでいきます。
- 品川区に暮らすすべての子ども・若者を地域社会全体で支えます。

子ども・若者が社会的自立を目指し、  
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち  
“しながわ”

## 2. 基本方針

### 基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- 子ども・若者一人ひとりの特性に配慮しつつ、「確かな学力」や「健康と体力」、「豊かな人間性」などの基礎部分の形成を支援します。
- 子ども・若者が、様々な体験や交流を積み重ねることで、自立した個人としての社会性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者には多様な機会が与えられ、仮につまづいたとしても何度でもやり直しのきく社会づくりを推進します。

### 基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- 様々な困難を有するがゆえに特別な支援が必要な子ども・若者やその家族に対し、社会的・経済的な自立ができるよう支援体制を整備します。
- 子ども・若者の成長や発達には個人差があります。一人ひとりの成長に配慮し、より良く生きることができるよう支援します。
- 子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取り組みを推進します。
- 生まれ育った環境や親の経済状況により、子ども・若者の将来が閉ざされることのないよう、家庭・地域・行政の役割分担を整理し、必要な環境整備に取り組みます。

### 基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- 品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域や子ども・若者育成支援等に積極的に関わりをもつ団体等が多く存在することから、こうした担い手が活発に活動を展開できるよう支援します。
- 子ども・若者育成支援にあたっては、社会のあらゆる分野における構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、分野ごとの縦割りとならないようネットワークの強化を図ります。

### 3. 施策推進の視点

#### 視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する

- 子ども・若者は、自身の成長過程で、家庭から学校、地域へと活躍の舞台を広げ、社会化していきます。
- 乳幼児期から学童期、青年期、ポスト青年期に至るまでのライフステージを見通し、発達段階に応じた適切な支援が重要です。
- 子ども・若者の健やかな成長のために、関係機関が専門性を活かしながら連携していきます。

#### 視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する

- 子ども・若者の豊かなこころを育むためには、環境を整えることが大切です。
- 家庭においては親子の絆を深め、学校においては学力の向上と人間形成を図ることが大切です。そして、地域は、社会性を育む場であると同時に、活躍できる場であることが重要です。
- 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携していきます。

#### 視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

- すべての人々が互いを認めあい、大切に思う関係づくりが必要です。
- 子ども・若者の育成においては、「支援する側」、「支援される側」といった一方的な関係性で成り立つものではなく、ともに生き支えあうパートナーであるとの認識の下、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、多様性を受け入れることができる社会を実現します。



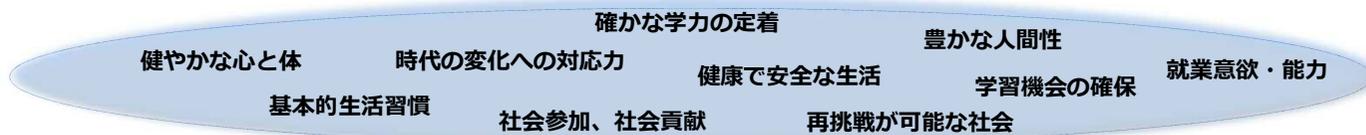
## 4. 計画のイメージ

基本理念 子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

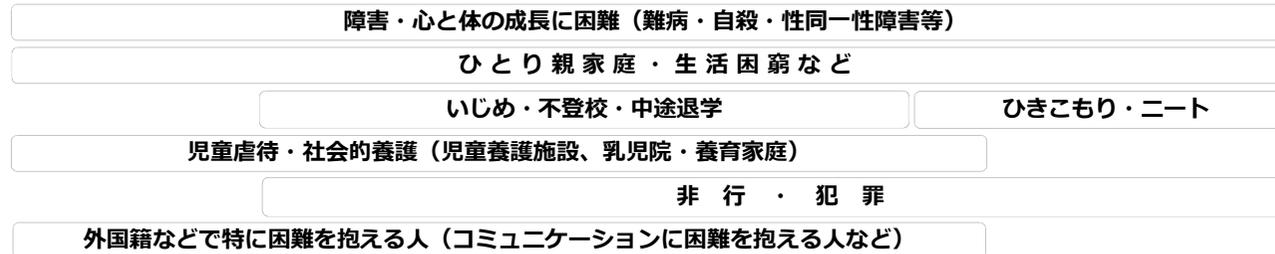
### 基本方針と発達段階に応じた支援



### 基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

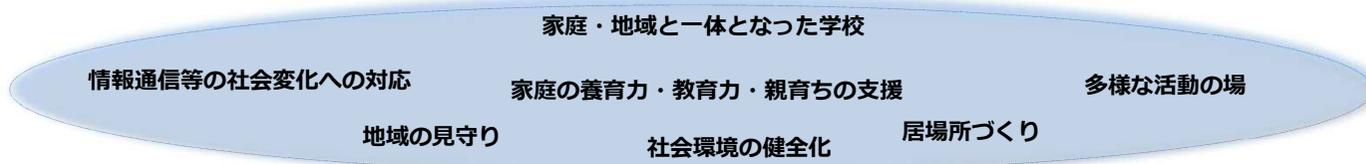


### 基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援



### 基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

地域コミュニティの再生、地域の関係づくり（町会・自治会、任意団体、NPO等）



### 施策推進の3つの視点

- 視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する
- 視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
- 視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

社会的自立と共生の実現

## 第3章

---

# 子ども・若者支援施策の 具体的な展開

## 施策の体系

**基本理念** 子ども・若者が社会的自立を目指し、  
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

### 基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う
- (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

### 基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

### 基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティスクール～
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する

## 計画の内容

事業の対象について

※乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、青年期（18～29歳）、  
ポスト青年期（30～39歳）

### 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

#### (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す

- 基本的な生活習慣や規範意識等、自己形成のための支援を家庭、学校、地域が連携しながら推進します。
- 食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育に関する取り組みを推進します。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	品川教育検討委員会 における検討	区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題等への対応について、学識経験者、区立学校長、保護者・地域関係者等で組織する委員会で検討を進めています。		○	○			指導課
2	家庭の教育力の向上 支援	小・中学生の子を持つ保護者である親への子育てのヒントとなるように「しながわ子育て応援歌」を作成・配付し、また、親の子育て力・家庭力の向上を目指し家庭教育に役立つような講演会を開催しています。		○	○			庶務課 指導課 教育総合 支援セン ター
3	教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を長期的かつ継続的に育成するため、区固有の教員を採用しています。		○	○			指導課
4	学力定着度調査の実 施	義務教育段階における知識・技能等に関する学力定着度調査を実施し、その結果を経年で把握することで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。		○	○			指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
5	総合教育会議	区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行い、相互の連携を強化し、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、品川区総合教育会議を開催しています。	○	○	○	○	○	総務課
6	私立学校（専修・各種学校）の指導・監督等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校（専修・各種学校）の指導監督等を行っています。				○		総務課
7	食育を通じた健康づくり（各種教室、区民への啓発）	生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供をホームページやリーフレットで行っています。また、妊娠期の食事や離乳食等の教室を実施しています。	○	○	○	○	○	各保健センター
8	消費者育成および支援（おもちゃの病院）	こわれたおもちゃを目の前で直すことで、ものを大切にする気持ちを育みます。自己管理能力を身に付け、自立した消費者として成長できるよう支援しています。	○	○	○	○	○	消費者センター



## ジュニア・リーダー教室

(品川区青少年委員会)

### ● 地域の仲間と出会う場、過ごす時間～明日のキミはもっと輝く

ジュニア・リーダー教室は、区内在住の小学4年生から高校3年生を対象にした活動です。仲間と力をあわせ、1年間のプログラムにそってレクリエーション活動やキャンプなどの野外活動、宿泊体験にチャレンジしていきます。こうしたふれあい経験、自然体験から、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけ、地域や学校で主体的に活動できるようになることをねらいとしています。

### ● 遊びを通じて責任や役割を知り成長していく

ジュニア・リーダー教室は、1年を通じた活動ですので、子どもたちの変化していく姿がよくわかります。

その中で感じるのは、異なる年齢の子どもたちが交流し、一緒に活動することは大変貴重な経験だということです。子どもたちは、上級生の振る舞いを見て、あるいは後輩ができて、責任や役割ということを知り、成長していきます。また、キャンプや飯ごう炊さんなど、普段できない体験ができるのもジュニア・リーダー教室の特徴です。学校とも違う、塾とも違う活動の場を持つことで、新しい友だちと出会い、発見があり、視野も広がるのではないのでしょうか。

### ● リーダースタッフとして教室運営に携わる

ジュニア・リーダー教室の運営には、リーダースタッフの存在も欠かせません。リーダースタッフは、子どもたちのために活動したいという熱意ある若者（18歳～概ね35歳）を青少年委員会が採用しています。多くの教室卒業生がスタッフとして加わることで、彼らが受講生時代に培った経験を、後輩へと伝承していきます。

ジュニア・リーダー教室を運営し、  
支える人々



## しながわネウボラネットワーク

### <主な事業>

(子ども育成課)

#### ● 妊娠期からの相談事業

子どもを安心して健やかに産み育てるために、身近で気軽に相談できる場をつくり、ネウボラ相談員が適切な機関への橋渡しを行うなど、妊娠・出産・育児の切れ目のない仕組みを整え、全ての妊産婦、子育て家庭を支援します。

##### ①妊産婦ネウボラ相談員 全妊婦面接（各保健センター）

妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成27年11月より開始しました。助産師等の相談員が保健センターで面接を行い、支援のニーズを把握した上で区の母子保健、子育て情報を載せたサポートプランを全員にお渡しします。初回の面接後、お祝い品を贈呈しています。平成28年6月から、おおむね産後1カ月までに、電話による状況把握・相談を実施しています。

##### ②子育てネウボラ相談員（子ども育成課）

東品川・大井倉田・平塚・富士見台・八潮児童センター（5カ所）に、保健師、看護師、保育士等の相談員を配置し、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関へのつなぎを行います。また、希望者にはサポートプランを作成し、育児に伴う不安の軽減を図ります。

#### ● 産後の家事育児支援のヘルパー等利用助成（子ども育成課）

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と連携）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

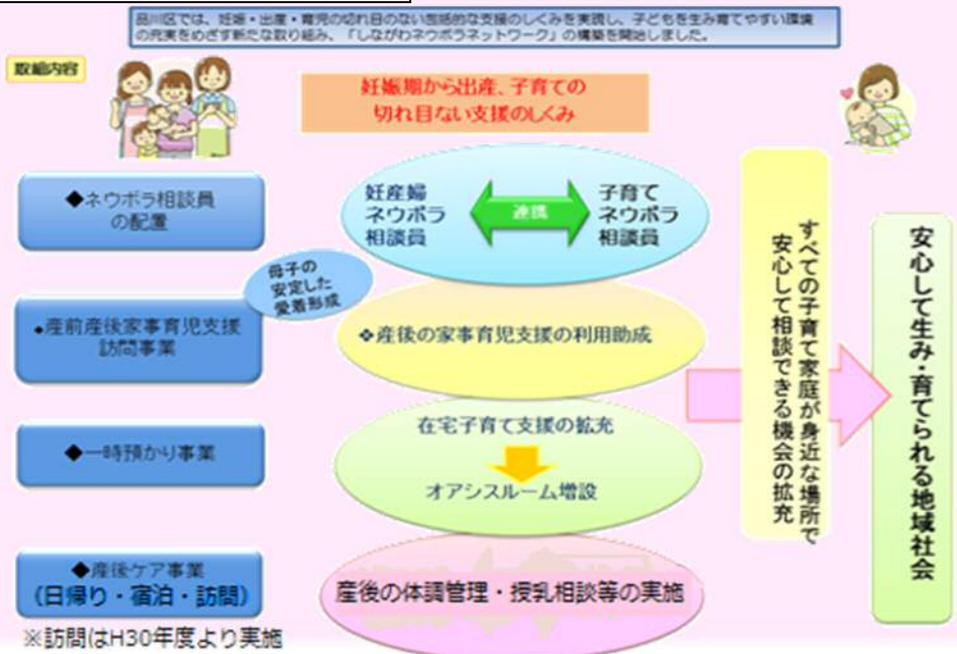
対象：区内在住の生後6カ月になるまでの乳児の母親

助成内容：1人あたり20時間までの利用費（1時間につき2千円を上限）※多胎児は40時間  
プランニング料（1回限り千円）

#### ● 産後ケア事業（保健センター）

産後の母体管理や具体的な育児・授乳の方法および相談等に助産師が応じます。

### しながわネウボラネットワークの構築概念図





## 適応指導教室（マイスクール八潮・五反田）

（教育総合支援センター）

適応指導教室では、様々な理由により不登校および学校不適應の状況にある子どもたちに対して、学校復帰と社会的自立ができるようにしていくための支援を行っています。

### マイスクール八潮

区立学校に在籍する不登校児童・生徒対象に学校以外の支援の場として、平成9年に開設しました。子ども一人一人が、1日の活動の目標（マイプラン）を立て、漢字や計算を中心とした教科学習、校外体育学習や菜園活動等の体験活動、子ども同士や指導員、地域等とのかかわる交流活動など様々な活動に取り組んでいます。

<時間割>（週5日）

	月	火	水	木	金
8:50~9:20	マイスクールタイム				
10:50~11:10	算数・数学	算数・数学	国語	国語	社会



### マイスクール五反田

「マイスクール八潮」に続く、2カ所目の適応指導教室として、平成28年6月に開設しました。生徒対象、個別学習を中心とした活動を行っています。「マイスクール五反田」では、教室への通室型支援に加え、在籍校の別室で学習を行う、アウトリーチ型支援（在籍校訪問支援）も実施しています。

<時間割>（水曜日を除く週4日）

9:00~ 9:15	朝の会 / 挨拶、目標設定、週・本日の計画 他
9:15~10:00	まなびタイム① / 個別学習中心、ソーシャルスキルトレーニング
10:05~10:50	まなびタイム②
10:55~11:40	まなびタイム③
11:40~12:00	振り返り / 自己評価、報告 他 *清掃・片付け





## 子ども若者応援フリースペース

(子ども若者応援ネットワーク)

### ●「安心できる、自信がつく、仲間ができる」がコンセプトです。

このフリースペースは、不登校や高校・大学中退、ニート、ひきこもりなど、様々な背景を持つ10代から20代を中心とした子ども・若者の居場所です。障害のあるなし、問題のあるなし、どんな事情を抱えていようと、このフリースペースは誰でも自由に、そして無料で参加することができます。

フリースペースなので、何をするのは基本的には自由ですが、机を並べて卓球をしたり、お互い持ってきたゲームで対戦をしたり、UNOやトランプや人生ゲームなどで盛り上がったり、いろいろな活動をしています。スタッフの呼びかけでちょっとしたアート講座をしたり、散歩に出かけるグループもあります。勉強に不安がある子は、宿題を持ってきたり、試験勉強をすることもできます。進学や就職についてスタッフと相談したり、気の合う仲間同士でおしゃべりに花を咲かせることもあります。

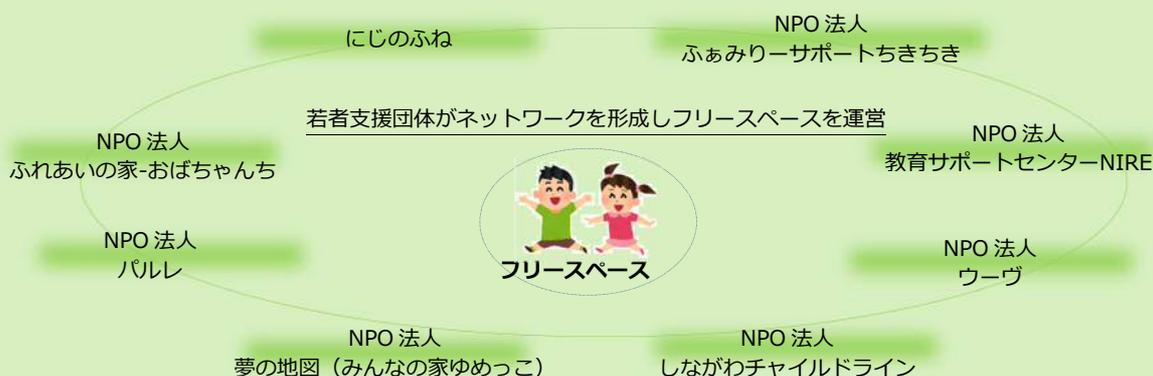


フリースペースにはキッチンがあり、寄付でもらったインスタント食材や調味料、スナック菓子などがあるので、お腹が空いたら食事をすることもできます。近所のスーパーマーケットに買い出しに行ったらランチをみんなで作り、ワイワイと食べることもしています。

ここでは「学校に行きなさい」とか「ブラブラしていないで働きなさい」ということは一切言いません。ですが、不思議なことに中学3年生の不登校の子どもたちは全員高校に進学し、毎日ヒマそうにしていた若者が「バイト始めます」と言うことも少なくありません。そして、学校に戻った子どもたちも、仕事を始めた若者たちも、放課後や仕事帰りにフリースペースに寄ってきて、近況を話してくれたり、時には悩み相談をすることもあります。

学校や家庭とは違う役割を持った「サードプレイス（第三の場）」として、子ども・若者にトコトン寄り添う「場づくり」を進めていきたいと思います。ぜひ一度のぞきにきてください。

### 子ども若者応援ネットワーク





(子ども家庭支援課)

## 東京学芸大学との連携による学習支援

(指導課)

品川区と国立大学法人東京学芸大学は、家庭の経済的な環境によらず、子どもたちが主体的に自己実現を図ることができるようにするため、相互の連携・協力体制を強化して、就学援助を受給している家庭の子どもを対象に学習支援事業に取り組んでいます。

平成 29 年 6 月 12 日には、「児童の学習機会の充実にに関する協定」の調印式を行いました。



&lt;調印式の様子&gt;

濱野 健 区長(左)、出口 利定 学長

### 東京学芸大学と品川区との連携による学習支援事業(GSP)

〈趣旨〉 東京学芸大学との連携を通して、経済的に困難な状況にある児童・生徒の学習支援を行い、学習環境を整えることで、進路選択を広げ、教育機会の充実にを図る。

### 事業内容

**【対象】**

- 自己実現に向け、主体的に努力している品川区立学校の6年生40名

**【条件】**

- 就学援助を受給している家庭の児童であること
- 将来の夢や希望をもち、高い学習意欲をもっていること
- 保護者が子どもの自己実現を応援しようとする強い意志をもっていること。

**【支援内容】**

- (1)東京学芸大学の学生による学習支援
  - ①タブレット端末を活用したオンラインによる学習支援（週2回）
    - ・原則として児童1名に対して学生1名
    - ・学習内容は、児童と学生の相談し、個別に計画
  - ②学生・大学教員、附属学校教員等による対面による学習支援（月1～2回）
    - ・対話を取り入れた学習
- (2)進学支援
  - ①東京学芸大学附属竹早中学校への進学（上限4名）
  - ②進学後の学習支援・進路相談



## 青少年委員会の活動

(子ども育成課)

青少年委員制度の歴史は古く、昭和 28 年発足当時から今に至るまで、青少年健全育成の推進役として区政の一翼を担ってきました。青少年委員会は、各地区からの推進を受けた方々で構成され、「希望、輝く、未来へ！」を合言葉に、区内多方面にわたって青少年の健全育成活動を展開しています。地域青少年の健全育成、指導育成、余暇指導、子ども会などの青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助を行うため、地域の青少年や青少年関係団体相互の連絡や環境づくりを実践しています。行政と区民との橋渡し役として存在しており、その役割は今もなお重要なものとなっており、より一層の活躍が期待されています。

### 役員会

構成メンバー 会長、副会長、書記、会計  
役割 会の活動方針、予算などの立案

### 運営委員会

構成メンバー 役員、各部長・副部長  
役割 役員会からの提案を検討協議する  
各部からの提案を検討協議する  
定例会の議題の決定をする



### 定例会

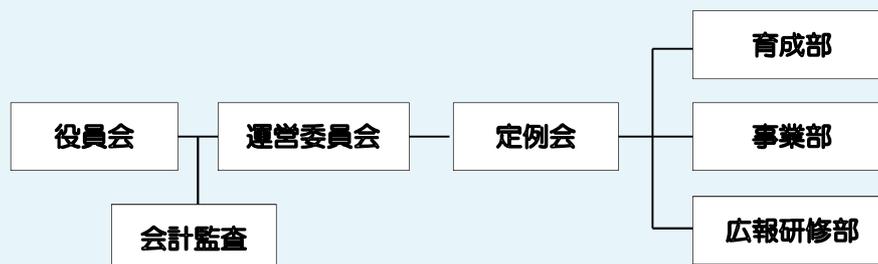
構成メンバー 全青少年委員  
役割 役員、運営委員、各分会からの協議事項の決議  
行政、役員会、運営委員会、各分会より報告  
各分会を行い各分会活動内容の決定をする

### 会計監査

年に一回、委員会会計の監査を行い定例会にて報告する

### 部会

育成部 ジュニア・リーダー教室の運営を中心に育成活動を行う  
事業部 親子キャンプ、クイズラリーなどの事業の企画運営を行う  
広報・研修部 青少年だよりの発行、委員会の PR と、委員資質の向上を目的に  
研修会の企画運営を行う



## 第4章

### 推進体制等の整備

## 推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組むべき課題を見える化しました。
- 品川区には、長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとして、NPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- すべての子ども・若者が気軽に利用でき、困ったことがあれば相談できる拠点を設置し、一層の環境整備に努めます。
- 本計画における当事者である子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努めます。
- 子ども・若者の現状と問題の所在を的確に把握するため、調査・研究を行っています。
- 本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。
- 本計画は、子ども・若者支援施策における基本となる計画であり、今後改訂される品川区長期基本計画との整合を図りつつ、新たな要素についても計画に柔軟に取り入れていきます。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。

# 寄 稿

---

## 品川区子ども・若者計画の策定に当たって

品川区の「子ども・若者計画」は、青少年問題協議会の内部に委員会を立ち上げ取りまとめたものであり、スタートラインに立ったばかりである。

これまで、10年以上にわたって継続してきた「次世代育成支援対策推進行動計画」は、平成27年度から始まった未就学児の子育て支援を中心とする「子ども・子育て計画」と合体したが、品川区は学齢期以降青少年までの対策も重視し、別立ての計画策定に踏み切ったのである。



国は「子ども・若者育成支援推進法」を平成22年に施行し、「子供・若者育成支援推進大綱」を定め、東京都も平成27年度に「東京都子供・若者計画」を策定している。子ども・若者をめぐる環境の悪化に危機感を抱き、健やかな育成を目指すための目的や理念をうたい支援策を体系化している。

品川区の計画は、これらを踏まえてはいるが、いくつかの特色を出している。そのひとつは、「社会的自立」の概念である。他者との関わりあいの中で、他者と共に育っていくことが現実の姿であり「社会的自立と共生」を念頭に置いた。また、不登校や退職が進学や再就職に不利になる日本の社会に対して「再挑戦が可能な社会」と言う本来の在り方も目指している。「特別な支援が必要な子ども」は、ユネスコのサラマンカ宣言にあるように、障害のある子のみならず不登校や非行、外国籍の子なども含めている。

品川区は、児童人口の増加が多く、学童保育の充実や「八三運動」「まもるっち」など地域主体の活動が活発であり、青少年対策も体験型重視である。電子コミュニティ主流の時代に、生身の人間が織り成すコミュニティが息づいており、世代を超えた支えあいが生きている。理想論に終わらせず、実際の姿をベースに計画を取りまとめた。

今回、計画の理念、基本方針の下に各種の施策を再整理し、分かりやすいコラムも挿入した。ただし、短期間でまとめたため、国の作成したイメージ図のような入り口としての「子ども・若者総合相談センター」や関係機関の「子ども・若者支援地域協議会」は未だ存在しないし、当事者である子ども、若者の計画への参画も今後の課題である。このような積み残しは自覚しているものの、委員会メンバーや事務局の努力により船出することができたことを今は喜びとしたい。

平成30年3月

専門委員会委員長

河津英彦

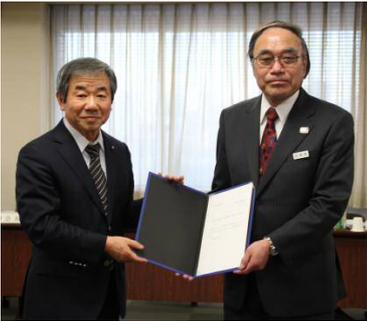
品川区における青少年指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図るため、品川区青少年問題協議会を設置しています。

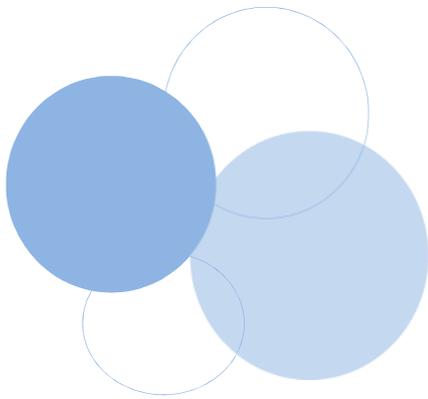
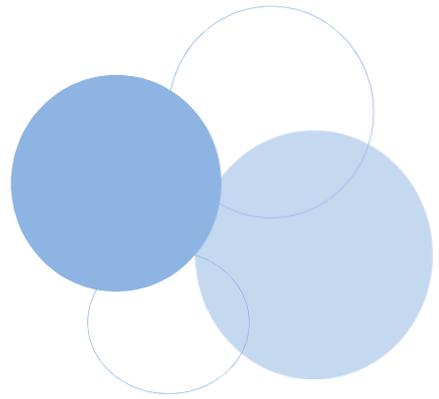
本計画の策定にあたり、平成29年2月9日（木）に開催の第217回品川区青少年問題協議会において、区長から青少年問題協議会会長に対し「（仮称）品川区子ども・若者計画」について諮問され、品川区青少年問題協議会専門委員会において審議を重ねてきました。

答申案について、平成29年9月12日（火）から30日（土）までの意見募集を経て、平成30年2月8日（木）に開催の第219回品川区青少年問題協議会において青少年問題協議会会長から区長あてに答申されました。

区では、この答申を受け、平成30年3月に本計画を策定しました。

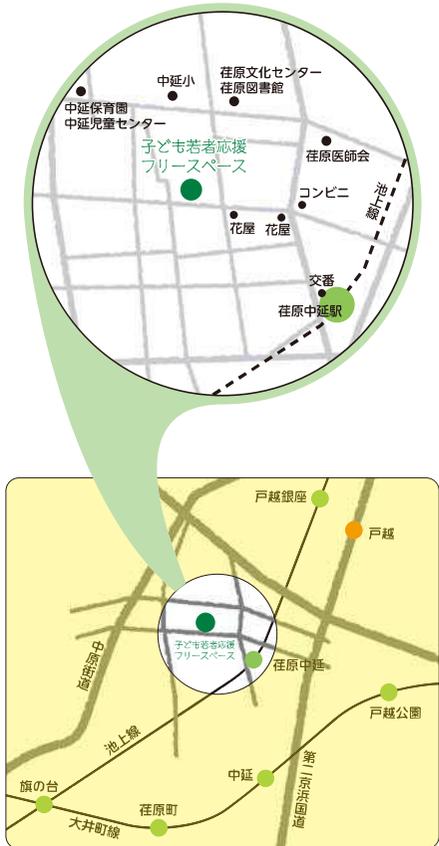
### 「品川区子ども・若者計画」の策定経過

時期	内容
平成29年2月	第217回品川区青少年問題協議会（2/9） ・諮問
平成29年5月	第1回品川区青少年問題協議会専門委員会（5/9） ・品川区の子ども・若者をめぐる現状と課題について ・「（仮称）品川区子ども・若者計画（素案）」骨子の概要説明 ・専門委員による意見交換
平成29年6月	第2回品川区青少年問題協議会専門委員会（6/23） ・「（仮称）品川区子ども・若者計画（素案）」説明 ・専門委員による意見交換
平成29年8月	第218回品川区青少年問題協議会（8/1） ・経過報告
平成29年9月	パブリックコメント（9/12～9/30）
平成29年12月	第3回品川区青少年問題協議会専門委員会（12/18） ・パブリックコメントの紹介 ・「（仮称）品川区子ども・若者計画（案）」説明 ・専門委員による意見交換 ・子ども・若者育成支援に関わる講演会 講師：土井 隆義氏（社会学者、筑波大学人文社会系教授）
平成30年2月	第219回品川区青少年問題協議会（2/8） ・答申 



あなたの **わ!**しながわと出会ってください。

品川区



東急池上線「荏原中延駅」改札出て右徒歩 3 分

### 子ども若者応援フリースペース

- 品川区中延 2-2-12 3階
- tel. 03-6421-5471
- fax. 03-6421-5472



品川区子ども未来部子ども育成課 tel. 03-5742-6720

# 子ども若者応援 フリースペース

Children young  
People support  
Free space



安心できる、自信がつく、仲間がいる そんな居場所があります

# 子ども若者応援フリースペース

不登校・高校中退・ニート・ひきこもりなど

さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者とその家族を応援します

1 月・水・金曜日  
10:00 ~ 19:00

フリースペースでは、専門性をもつスタッフが常駐し、グループ活動や個別相談をおこなっています。

見学・体験などを希望する場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

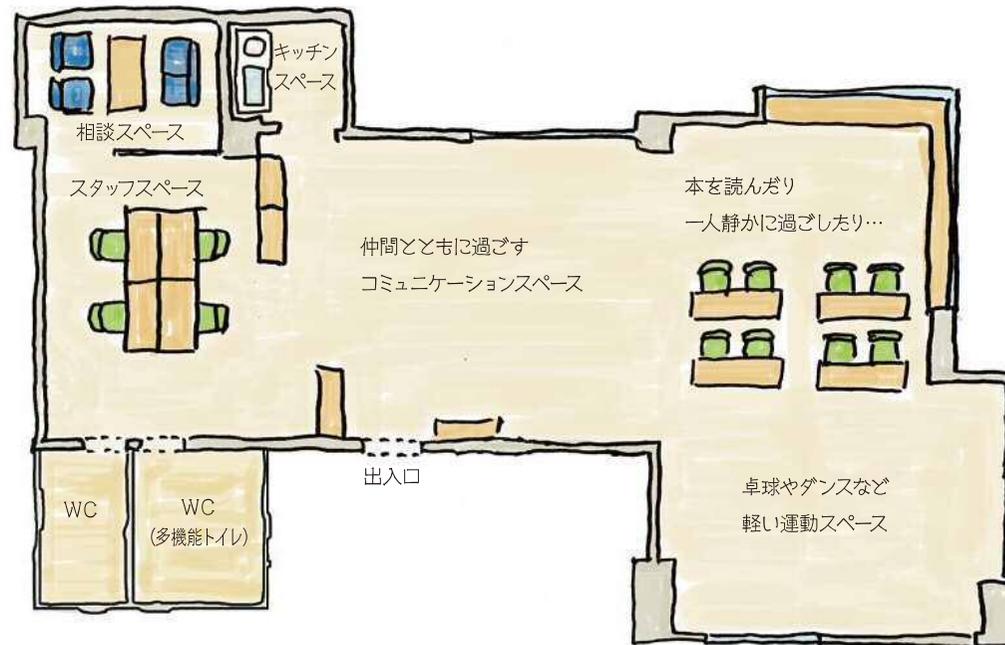
2 子どもから若者まで  
利用は無料

フリースペースは、不登校やひきこもりなど、学校や社会への「一歩」を躊躇している子どもや若者たちの居場所です。ご家族の個別相談もおこなっています。お気軽にお問い合わせください。

3 さまざまな活動  
いろいろな経験

みんなで食事をつくったり、おしゃべりしたり、ちょっと運動したり、そして時には一人でのんびりしたり・・・

安心して、自分らしくいられるスペースを、スタッフとみんなで一緒につくっていきます。



【運営団体】 子ども若者応援ネットワーク

品川区・大田区で活動するNPO法人や団体が協働で運営するネットワークです。地域に暮らす子どもたち・若者たちのより良い成長を応援することを目的に、居場所づくりや学び・交流の場づくりをおこなっています。

2016年5月より、品川区委託事業として、協力団体それぞれの経験と力を合わせて不登校やひきこもりの子ども・若者を対象としたフリースペース「子ども若者応援フリースペース」を運営しています。

【協力団体】

NPO法人 ふれあいの家-おばちゃんち  
世代を超えて、ふれあいのあるまちづくりをめざすNPO法人です。  
保育サポーターや子ども冒険ひろば、子育て広場の運営などさまざまな活動を行っています。

NPO法人 ウーヴ

あちゃんからお年寄りまでいきいきと暮らせるまちづくりを目的に、読み聞かせや、おはなし会を行い絵本の楽しさ、本のすばらしさを伝える活動を行っています。

NPO法人 パルレ

学校や就労で困難をかかえている発達障害のご本人とその家族を支援する活動を行っています。講演会や学習会、相談、本人の居場所活動などを行っています。

NPO法人 教育サポートセンターNIRE

発達に凸凹のある子どもたちの学習支援、田んぼ体験、夏のキャンプなどの活動を行っています。またニート・フリーター・ひきこもりの若者たちの就労・自立支援も行っています。

NPO法人 夢の地図(みんなの家ゆめっこ)

住み慣れた地域でいつまでも、安心して暮らし続けられるように、「子どもからお年寄りまで、障がいがあってもなくても」を合言葉に活動しています。

NPO法人 しながわチャイルドライン

ホッと安心できる「電話でつながるこころの居場所」がチャイルドラインです。子どもたちの声を聴く常設電話の設置のほか、講演会や講座を実施しています。

NPO法人 ふあみりーさぼーとちきぢきネット

誰もが認めあい尊重される社会をめざし、障害のある子どもたちに療育の観点から生活力向上や集団生活適応の指導を行う事業運営を行っています。

任意団体 にじのふね

地域の子ども、若者、そして保護者とゆるやかにつながりながら、さまざまな活動をつくっていきます。

☎ 03-6421-5471

## 品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針

平成30年6月

品川区教育委員会

## 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校・義務教育学校（後期課程）段階の運動部活動を主な対象とし、児童・生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、児童・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 品川区教育委員会は、本方針に基づく学校の運動部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」および本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 品川区教育委員会は、上記アに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童・生徒や教師の数、部活動指導員<sup>1</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 品川区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、準備の整った学校に対して、必要に応じて部活動指導員<sup>1</sup>等を配置し、支援する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、児童・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、児童・生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや児童・生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修<sup>2</sup>を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、児童・生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 品川区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

---

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、児童・生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、児童・生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 品川区教育委員会および校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」および「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」<sup>3</sup>「学校働き方改革『しながわ働き方ルネサンス』の実施について（平成 29 年 9 月 5 日付け品教指発第 577 号）を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。品川区教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

---

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤 4 項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

## (2) 運動部活動用指導手引の活用

- ア 運動部顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体<sup>4</sup>が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日および活動時間については、成長期にある児童・生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>5</sup>も踏まえ、以下を基準とする。

### 【休養日】

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とする。大会等により、土日のどちらも休養日が確保できなかった場合は、翌週の平日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

### 【活動時間】

- ◆ 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、品川区教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1~2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、品川区共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

## 4 児童・生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 児童・生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、児童・生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること<sup>6</sup>、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である<sup>7</sup>中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて児童・生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、児童・生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。具体的な例としては、より多くの児童・生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、児童・生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 品川区教育委員会では、単一の学校において特定の運動部および文化部を設けることができない場合には、児童・生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の児童・生徒が拠点校の部活動に参加することができる、連携部活動および合同部活動を推進していく。

---

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

品川区においては、1週間の総運動時間が60分未満である中学校(義務教育学校後期課程)の女子の割合は23.4%で、このうち、0分の割合は15.8%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(平成30年2月公表)では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子42.9%・女子59.1%)」、「友達と楽しめる(男子42.7%・女子60.4%)」、「自分のペースで行うことができる(男子44.4%・女子53.8%)」が上位であった。

品川区における同質問への回答の数値は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる(男子44.5%・女子65.9%)」、「友達と楽しめる(男子40.9%・女子61%)」、「自分のペースで行うことができる(男子33.6%・女子48.1%)」が上位であった。

## (2) 地域との連携等

ア 品川区教育委員会および校長は、児童・生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 品川区教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 品川区教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、児童・生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限を必要に応じて制限する。

イ 校長は、東京都中学校体育連盟及び品川区教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、児童・生徒の教育上の意義や、児童・生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

